

元気な中山間地域づくり

活性化事例集

中山間地域等直接支払制度を活用した取組事例



令和2年3月

富山県農村振興課

目 次

中山間地域等直接支払制度第5期対策の概要	2
----------------------	---

《制度を活用した取組事例》

都市農村交流に取り組む事例

①農園体験による地域の活性化	富山市桐谷	6
②里山食堂で地域をもっと元気に！	富山市小羽	8

生産性の向上に取り組む事例

③リモコン式草刈機導入によるスマート農業の推進	氷見市論田	10
④農業用施設の長寿命化と共同取組活動の省力化への取組み	滑川市下野	12
⑤スマート農業による農作業の省力化への取組み	小矢部市荒間	14

鳥獣害対策に取り組む事例

⑥地域ぐるみで取り組む鳥獣被害防止対策	高岡市勝木原	16
⑦有害鳥獣に負けない農業生産体制の構築	魚津市鹿熊	18
⑧集落一体で取り組む新たな鳥獣害対策	立山町四谷尾	20

集落機能強化に取り組む事例

⑨営農組合の法人化による集落営農体制の強化	黒部市前山	22
⑩農業公社を核とした取組み	南砺市平	24
⑪非農業者を含めた集落協定	朝日町高島	26

荒廃農地対策に取り組む事例

⑫耕作放棄地を活用した取組み	上市町柿沢	28
----------------	-------	----

地場農産物の加工・販売に取り組む事例

⑬地場産そばの加工・販売による地域の活性化	砺波市五谷	30
-----------------------	-------	----

さらなる集落の活性化に向けて	32
----------------	----

中山間地域等直接支払制度 第5期対策の概要

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する仕組みです。

対象地域と対象農用地

【対象地域】

地域振興立法等指定地域
〔特定農山村法、山村振興法、過疎法、半島振興法、棚田地域振興法等〕

【対象農用地】

①急傾斜地 ②緩傾斜地
③小区画・不整形な田
④高齢化率・耕作放棄地率の高い集落にある農地 等

知事が定める特認地域

○急傾斜地のみ

注) 農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律に定める農用地区域）内にある一団の農用地を対象

第5期対策から 従来の地域振興8法に棚田地域振興法を追加

○これまでの地域振興8法に加えて、令和元年8月に施行された棚田地域振興法の「指定棚田地域」が対象地域に追加されました。

○ただし、同法の趣旨を踏まえ、8法地域外の指定棚田地域における対象農用地は、「指定棚田地域の指定申請書」において「保全を図る棚田等」に位置付けられた農用地のうち、急傾斜農用地及び同農用地と物理的に連担した緩傾斜農用地（急傾斜農用地と同一の集落指定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一段の緩傾斜農用地に限る。）となります。

対象者

協定に基づき5年以上継続して農業生産活動等を行う農業者等

〔農業生産法人
生産組織等も対象〕

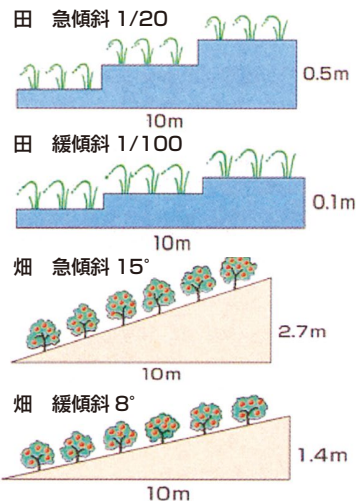
主な交付単価

地目	区分	交付単価 (円/10a)	
		基礎単価	体制整備単価
田	急傾斜 (1/20 以上)	16,800	21,000
	緩傾斜 (1/100 以上)	6,400	8,000
畑	急傾斜 (15 度以上)	9,200	11,500
	緩傾斜 (8 度以上)	2,800	3,500

○集落等を単位に、農地の管理方法や役割分担の取決めとなる協定を締結し、それにしたがって行われる農業生産活動等を支援するため、協定の面積規模に応じて一定額を交付します。

○交付金の配分・活用方法は集落内の話し合いで決めてください。

注) 小区画・不整形な田、高齢化率・耕作放棄地率の高い集落にある農地の場合は、緩傾斜の単価と同額となります。



実施期間

令和2年度～令和6年度（5年間）

第5期対策 4つのポイント

- ① 集落の話し合いにより、指定農用地と集落の将来像を明確にし、第5期対策期間を超えても農業生産活動が継続されることを促すため、体制整備単価（10割単価）の要件を「集落戦略の作成」に一本化。
- ② 指定参加者の減少や高齢化、担い手不足といった中山間地域等が抱える課題に対応し、農業生産活動の継続に向けたより前向きな取組への支援を強化するため、「集落機能強化加算」、「生産性向上加算」を新設するとともに、「集落協定広域化加算」を拡充。
- ③ 令和元年8月に施行された棚田地域振興法に対応するため、対象地域に「指定棚田地域」を追加し、認定棚田地域振興活動計画に基づく活動を支援するため、「棚田地域振興活動加算」を新設。
- ④ 農業者等が第5期対策に安心して取り組んでいただけるよう、農業生産活動等の継続ができなくなった場合（病気・高齢や自然災害などのやむを得ない場合を除く）の遡及返還の対象農用地を協定農用地全体から当該農用地に見直し。

集落協定の活動要件

基礎活動

荒廃農地の発生防止など基礎的な活動

① 農業生産活動など

- 耕作放棄の防止など 耕作や適切な農用地の維持管理を5年間継続します
- 水路・農道などの管理 草刈りや江ざらいなど水路・農道の維持管理を5年間継続します

② 多面的機能増進活動 (いずれか1つ)

- 国土保全機能の増進 ・ 周辺林地の下草刈り等
- 保健休養機能の増進 ・ 景観作物の作付け、体験農園の運営 等
- 自然生態系の保全 ・ 魚類、昆虫類の保護 等



農業生産活動等の体制整備

③ 集落戦略の作成

集落戦略とは、協定農用地の将来像並びに、協定農用地を含む集落全体の将来像、課題及び対策について、協定参加者で話し合いを行いながら作成していただく、集落全体の指針です。

集落戦略の内容

1. 協定農用地の将来像
2. 協定農用地の将来像を踏まえた集落の現状
3. 集落の現状を踏まえた対策の方向性
4. 具体的な対策に向けた検討
5. 今後の対策の具体的内容及びスケジュール
6. 農業生産活動等の維持のための支援体制

第5期対策から

- 中山間地域において農業や集落の維持を図っていくためには、指定参加者が地域の将来や地域の農地をどのように引き継いでいくか話し合いを行うことが重要です。そのため、第5期対策から、体制整備単価（10割単価）を受給する要件を、「A、B、C要件から一つ選択」から「集落戦略の制作」に一本化しています。

※基礎活動のみの取組の場合、交付単価は、基礎単価となります。

第5期対策から 集落戦略の作成

- ① 期間について、第5期対策の指定期間のその先という趣旨により、「10～15年後」から「6～10年後」に変更。
- ② 集落における農業生産活動等を継続する上でのボトルネック（課題）を絞り込み、対応策の方向性を明確化するため、様式を見直し。
- ③ 第5期対策期間中の農業生産活動等の継続のためのサポート体制を明記（なお、これまでのC要件と異なり、結果として農業生産活動等の継続が困難となった農用地が発生した場合でも、協定農用地全体の遡及返還とはなりません）。

集落戦略については、中間年（令和4年度）を目途に作成し、必要に応じて市町村が指導しつつ、協定期間中に作成を完了する必要があります。

より積極的な取組みに向けた加算措置

3ページの活動に加え、地域農業の維持・発展に資する一定の取組を行う場合には、交付単価に所定額が加算されます。

① 棚田地域振興活動加算（新設）

第5期対策から

認定棚田地域振興活動計画（認定計画）に基づき、棚田地域の振興を図る取組を行う場合に加算

対象協定：	体制整備単価の集落協定のみ
対象農地：	認定計画に「指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等」に位置付けられている棚田等で、田であれば1/20以上、畑であれば15度以上の農地 ※ 超急傾斜・集落機能強化・生産性向上の各加算との重複はできません。
単 価：	10,000円/10a（田、畑）
上 限 額：	なし
取組期間：	1～5年
目標設定：	ア「棚田等の保全に関する目標」 イ「棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮に関する目標」 ウ「棚田を核とした棚田地域の振興に関する目標」

ア～ウ各々について、定量的な目標を一つ以上定めます。その中には集落機能強化（人材の確保を含む）及び生産性向上に関する目標を含める必要があります。

【対象活動の例】



棚田オーナー制度による棚田地域振興活動



石積み保全活動

② 超急傾斜農地保全管理加算（継続）

超急傾斜農地の保全等の取組を行う場合に加算

対象協定：	集落協定、個別協定
対象農地：	田であれば1/10以上、畑であれば20度以上の農地
単 価：	6,000円/10a（田、畑）
上 限 額：	なし
取組期間：	1～5年
目標設定：	ア「超急傾斜農地の保全」 イ「超急傾斜農地で生産される農作物の販売促進等」

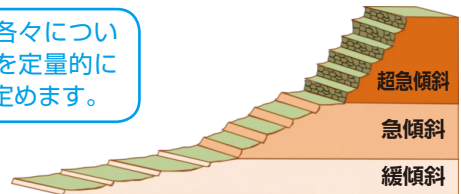


超急傾斜農地（田）



超急傾斜農地（畑）

ア、イの各々について、目標を定量的に一つ以上定めます。

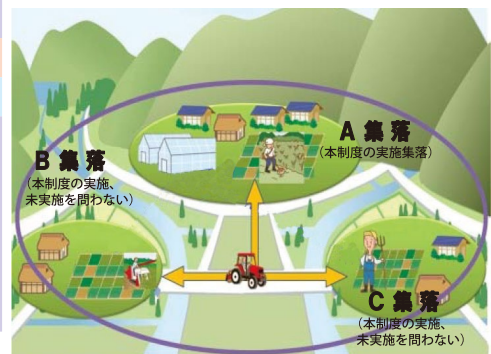


③ 集落協定広域化加算（拡充）

他の集落内の対象農用地を含めて協定を締結して、当該協定に基づく活動において主導的な役割を担う人材を確保した上で、取組を行う場合に加算

対象協定：	体制整備単価の集落協定のみ
対象農地：	集落協定農用地
単 価：	3,000円/10a（地目にかかわらず）
上 限 額：	200万円/年度
取組期間：	1～5年
目標設定：	ア 取組期間が単年である場合 主導的な役割を担う人材を確保した上で、集落協定の広域化による体制強化そのものを目標に設定します。 イ 取組期間が複数年である場合 主導的な役割を担う人材を確保した上で、広域化後の協定で達成する目標を定量的に一つ以上定めます。

A集落がB・C集落と広域の集落協定を締結して活動を実施



④ 集落機能強化加算（新設）

第5期対策から

新たな人材の確保や集落機能（営農に関するもの以外）を強化する取組を行う場合に加算

対象協定： 体制整備単価の集落協定のみ
対象農地： 集落協定農用地
単 価： 3,000円/10a（地目にかかわらず）
上 限 額： 200万円/年度
取組期間： 1～5年
目標設定： 目標を定量的に一つ以上定める。

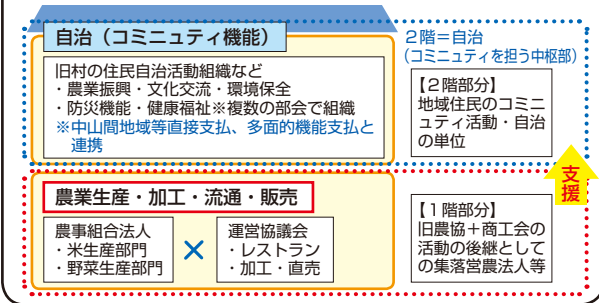
【対象活動の例】

- インターンシップ、
営農ボランティア、農福連携
- コミュニティサロンの開設
- 地域自治機能強化活動
（高齢者の見回り、送迎、
買物支援等）
など

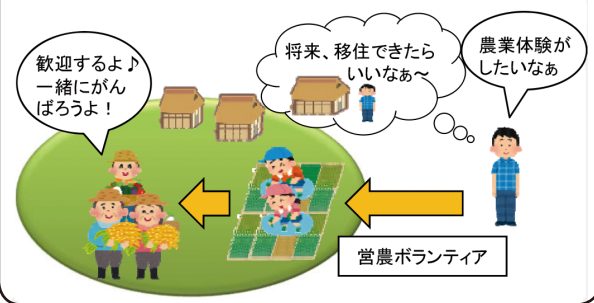


地域運営組織と連携した
高齢者世帯の雪下ろし作業

地域自治機能強化活動のイメージ



営農ボランティアのイメージ



⑤ 生産性向上加算（新設）

第5期対策から

生産性向上を図る取組を行う場合に加算

対象協定： 体制整備単価の集落協定のみ
対象農地： 集落協定農用地
単 価： 3,000円/10a（地目にかかわらず）
上 限 額： 200万円/年度
取組期間： 1～5年
目標設定： 目標を定量的に一つ以上定める。

【対象活動の例】

- 農産物のブランド化、加工、販売
- 担い手への農地集積、集約、農作業の委託
- 機械、農作業の共同化
- 農作業の省力化 など



ドローンによる防除作業



自走式草刈機の導入

第5期対策から 加算措置の留意点について

Point 1

○複数の加算措置を活用する場合、加算措置ごとに異なる取組・目標とする必要があり、**同一の取組・目標に対して複数の加算措置を受けることはできません。**

Point 2

○各加算措置を活用する場合、その取組によって達成する**目標を定量的に定めます**。この目標は、協定参加者の話し合いにより設定していただきますが、都道府県の第三者委員会の機能を活用し、目標の妥当性の確認やブラッシュアップを図ります。

Point 3

○複数の加算を実施する場合、活動の効率化が図られることから、**上乗せする加算の単価は定められた単価から1,000円/10aを減額**することとなります。

Point 4

○加算を受けるには、基本体制整備単価である必要がありますが、**超急傾斜農地保全管理加算に限り、基礎単価の場合であっても活用が可能**です（第4期対策と同じ）。

① 農園体験による地域の活性化

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	富山市 <small>きりたに</small> 桐谷 集落協定		
事例イメージ	生産組合等型	事例類型	水稻主体
協定面積 5.63ha (うち 5.57ha で多面的機能支払を実施)			
田 (5.63ha)	畑 (00ha)	草地 (00ha)	採草放牧地 (00ha)
水稻、そば	—	—	—
交付金額 65万円	個人配分		40%
	共同取組 活動 60%	農道・水路の管理・補修 (機械等購入費含む)	6%
		農地の維持・管理	14%
		役員報酬、研修会費等 その他	40% 0%
協定参加者	農業者 5人、非農業者 1人、NPO 法人アイ・フィール・ファイン		開始：平成 27 年度
人・農地プランの作成状況等 特記事項	八尾地域(黒瀬谷・卯花・八尾・室牧・野積・仁歩・大長谷地区)で作成済 H31年度 地域営農体制緊急支援試行加算「人材活用体制整備」活用		

2. 取組に至る経緯

桐谷集落は八尾地域の山間地に位置しており、主に水稻・そばを栽培している。平成12年度(第1期対策)から本制度に取り組んでいたが、農業者の高齢化や集落人口の減少が著しく、第2期対策は取り組みを一旦断念した。

その後、当集落に魅力を感じた「NPO法人アイ・フィール・ファイン」が集落内の農地を借り受け、有機農業による体験農園を始めたことをきっかけとして、集落内の農業者と今後の農業生産活動等の在り方について話し合いや体制整備が進み、平成27年度(第4期対策)から再び取り組みを行っている。近年では、都市農村交流の更なる活発化を図るため、地域を訪れた都市住民の滞在時間をより長く、より充実したものにするための取り組みを望む声があがっていた。

3. 取組の内容

協定参加者となったNPO法人が中心となり、集落住民や企業等と連携しながら、有機農業体験等のイベントやオーナー制の農園を導入し、県内外の都市住民との通年交流活動を行い、集落の活性化に取り組んでいる。

令和元年度には、女性アナウンサーが年間を通して農業体験をするテレビ番組の取材を受け、交流人口の拡大に向けたPRに取り組んだ。また、集落内にある企業所有のドームハウスを民泊施設として登録し、都市住民のお泊り体験や大学生の合宿など宿泊型農園体験の受入れを開始した。このドームハウスでは、体験者を対象とした週末農園カフェを開き、朴葉まんま、山野草ランチ、ジビエカレー、蕎麦打ち体験など、里山ならではの料理を一緒に楽しみ、都市住民との交流活動を展開させている。

これらの活動により平成30年度は50程度であった交流人口が令和元年度は12月時点で108人に増加している。



大学生宿泊型農園体験



農園カフェで山野草ランチ

集落の将来像

- 集落外、企業等との連携による多様な人材の確保を通じて、将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落の活動体制の整備・強化
- 高付加価値農業や多面的機能の増進活動を通じた都市住民との交流による集落の活性化

将来像を実現するための活動目標

- 集落外、企業等と連携し、共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備
- 集落ぐるみの共同取組活動による農業生産活動等の維持・発展
- 農作物の高付加価値化、ブランド化や都市住民との交流

農業生産活動等

農地の耕作・管理
(田 5.57ha)
個別対応

水路・農道の管理
・水路：清掃、草刈り
・農道：簡易補修、草刈り
共同取組活動

農地法面の定期的な点検
・随時
共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り
・年1回
共同取組活動

景観作物作付け
・ヒマワリの植栽 3a
共同取組活動

ビオトープの確保
・ドジョウ等が生息 3a
共同取組活動

農業生産活動の体制整備

農道や水路の補修、改良
農道・水路補修L=100m
共同取組活動

人材活用体制整備
共同取組活動

集落外との連携

- 企業、大学等と連携した農業体験イベントの実施や、小水力発電等再生可能エネルギー事業の実証検証。
- NPO法人、子育て支援グループや県外都市住民を対象とした田植え・稲刈体験などを通じた交流を進め、世代を越えて限界集落の魅力や課題を共有。

4. 今後の課題等

桐谷集落は、特定農山村地域にあり、厳しい条件下での取組みを余儀なくされている。

農業者の高齢化や集落人口の減少により困難となってきた農地保全や農業用施設の維持管理を円滑に行うため、より一層集落外・企業等との連携を図る必要がある。

そのために、都市住民、特に若い世代との継続的な交流につながるような魅力ある農業体験等の取組みを強化していきたい。

これまでの主な成果

- 遊休農地を利用した蕎麦の生産
- 地元酒蔵の地元生産米使用のオリジナル日本酒の生産・販売に協力した酒米づくり
- 地域外・企業等との連携による都市住民との交流

②里山食堂で地域をもっと元気に！

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	富山市 <small>こばちくこういき</small> 小羽地区広域 集落協定		
事例イメージ	生産組合等型	事例類型	水稻主体
協定面積 37.8ha (うち 29.6ha で多面的機能支払を実施)			
田 (37.8ha)	畑 (00ha)	草地 (00ha)	採草放牧地 (00ha)
水稻、そば	—	—	—
交付金額 1,041 万円	個人配分		85%
	共同取組 活動 15%	役員手当、事務局手当	4%
		集落機能強化費 会議費、事務費	10% 1%
協定参加者	農業者 27人、非農業者 17人、(有)土遊野、 (有)小原営農センター、NPO 法人こば		開始：平成 27 年度
人・農地プランの作成状況等 特記事項	大沢野・小羽地区で作成済 H31年度 地域営農体制緊急支援試行加算「集落機能強化」活用		

2. 取組に至る経緯

小羽地区は神通川左岸の山間地に位置し、6集落で構成されている。平成12年度から個々の集落で集落協定を締結して水路・農道の適正管理や農作業の共同化等に取り組んでいたが、高齢化、過疎化の進行により営農に支障をきたしてきたため、地域内の2つの農業生産法人と手を結び、平成27年度より広域集落協定を締結して、中山間地域の保全に取り組んできた。近年、イノシシ被害が増加し、電気柵等の対策が急務となっているが、広範囲にわたることもありボランティアへの依存度が高まってきている。そこで、NPO法人が協定に加わり、NPO法人が運営する施設を活用して交流人口を増加させ、地域の活性化に繋げることを目指した。

3. 取組の内容

令和元年度に地域活動を担う「NPO法人こば」が広域集落協定に参加し、NPO法人こばが運営している里山食堂を地域のPRの場や農業ボランティアの受入れ拠点として整備し、地域の活性化を目指した。

里山食堂では、玄そば保冷庫の導入と新たなスタッフによるそば挽きを開始し、月1回であった営業を月2回に増やした。さらに、そば打ち専用の部屋と食堂部分を分離することで、より多くのお客さんの受け入れが可能となった。

現在は看板やのぼり旗の設置により集客力を高め、第2土曜日には主にパンとキッシュ、第4土曜日には地場産の手打ちそばを提供している。加えて、イベント開催時や農業ボランティア「とやま農業・農村サポーター」の受け入れの際には臨時営業を行い、そばを提供している。

里山食堂の営業日数については平成30年度は9日間であったものが令和元年度は12月末までに20日間を超え、今後さらに増加する見込みである。



ボランティアによる電気柵撤去作業



里山食堂

集落の将来像

- 地区全体で支え合う里山の保全と農産物の生産・加工・販売、体験農業など多様な活動を展開し、地域及び中山間地農業の維持・活性化を図る。

将来像を実現するための活動目標

- 農作業の連携による農地の適正管理を行い、特産物の生産・加工・販売を一層充実させる。

農業生産活動等

農地の耕作・管理
(田 37.8ha)
個別対応

水路・農道の管理
・申合せによる草刈・清掃
共同取組活動

鳥獣害防止対策
(電気柵設置)
共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り
(年1回)
共同取組活動

農業生産活動の体制整備

水路の補修
共同取組活動

農業生産活動の体制整備

集落協定の広域化
共同取組活動

超急傾斜農地加算
共同取組活動

集落機能強化
共同取組活動

集落外との連携

- 集落協定の広域化により効率的かつ確実な管理・修繕を行う。
- NPO法人が中心となって里山食堂を運営することにより、県内外都市住民との交流が活発となり、集落における魅力や集落の課題について世代を超えて情報交換できる機会が増えている。

4. 今後の課題等

里山食堂の運営の安定化に向け、農業ボランティアの受入れ体制を確立し集落機能の強化を図るとともに、交流人口の増加による地域の活性化に繋げるために、食堂内に農産物直売コーナーを設置するなどのさらなる施設整備、スタッフの確保、営業許可業種の拡充、広報・宣伝活動の強化などに取り組む必要がある。



地場産の手打ちそば

これまでの主な成果

- 多面的機能の持続的発展に向けた電気柵設置による鳥獣害防止の実施と農業体験の実施
- 協定参加者が連携し水路、農道の適正な管理の実施
- 農業機械・農作業の共同化、作業受委託による耕作放棄防止対策の実施

③ リモコン式草刈機導入によるスマート農業の推進

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	氷見市 <small>るんでん</small> 論田 集落協定		
事例イメージ	生産組合等型	事例類型	水稻主体
協定面積 33.34ha (うち31haで多面的機能支払を実施)			
田 (33.34ha)	畑 (00ha)	草地 (00ha)	採草放牧地 (00ha)
水稻、ハトムギ	—	—	—
交付金額 910万円	個人配分		55%
	共同取組 活動 45%	農道・水路の管理・補修 (機械等購入費含む)	30%
		農地の維持・管理 役員報酬、研修会費等	10%
協定参加者	農業者 95人、非農業者 21人、論田自治会		開始：平成12年度
人・農地プランの作成状況等 特記事項	論田地域全域で作成済		
	A要件、H31年度 地域営農体制緊急支援試行加算「スマート農業推進型」活用		

2. 取組に至る経緯

当集落は氷見市西部、石川県境付近に位置し、主に水稻を作付けしている。過疎化・高齢化が進行し、担い手が不足することで耕作放棄地の発生が懸念されたことから、平成12年度に協定を締結し、農地保全やイノシシ侵入防止柵設置の取組を地域一体となって行っている。

3. 取組の内容

【農業生産活動等】

集落の用水路・農道の管理や農地法面の定期点検は、協定参加者で一斉に行うことで、効率的な取組を行っている。また、当制度を活用して集落全体を囲い込むように山際に沿ってイノシシ侵入防止柵 (4,000 m) の設置や集落環境整備など、集落で一体的なイノシシ被害対策を講じている。



イノシシの侵入防止柵の設置

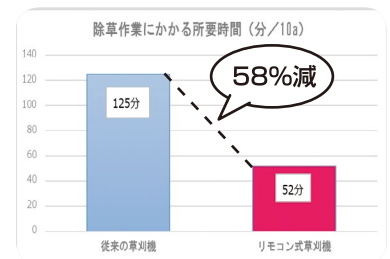
【農業生産活動の体制整備】

これまで、農地保全のための組織を設立し、農地の草刈等に取り組んできた。

令和元年度には地域営農体制緊急支援試行加算 (スマート農業推進型) を活用し、リモコン式草刈機を導入したことで作業の省力化 (作業時間が58%減) が図られ、さらなる農地保全に努めているほか、協定参加者を対象にリモコン式草刈機の操作の習得を図り、オペレーターを育成した。



リモコン式草刈機による除草作業



また、地元の特産品加工グループが地区で採れたヨモギと生産されたもち米を使用して草もちを生産しており、その販売金額は年間1,000万円となっている。

【農業生産活動の体制】

農業用機械を共同で所有しており、トラクターによる耕起作業5haを10名共同で行っている。

集落の将来像

- 農業生産活動が将来にわたり持続可能となるような集落の体制整備
- 特産品加工によるさらなる集落の活性化

将来像を実現するための活動目標

- スマート農業を推進し、以前より草刈りにかかる労力を減少させる
- イノシシ被害の防止対策や農地の保全管理を集落が一体となって実施する

農業生産活動等

農地の耕作・管理
(田 33.34ha)
個別対応

水路・農道の管理
・水路11km、年2回清掃、草刈り
・道路8km、年4回草刈り
共同取組活動

農地法面の定期的な点検
(年1回及び随時)
共同取組活動

イノシシ侵入防止柵の設置
(集落全体を囲い込んでいる)
共同取組活動

農業生産活動の体制整備

地域営農体制緊急支援試行加算
・リモコン式草刈機の導入により、作業の省力化を図る

論田産のもち米とヨモギを使った草もちの加工
共同取組活動

隣集落にある田園空間博物館管理運営事業で整備した直売施設との連携による特産品販売の推進

農業生産活動の体制

機械農作業の共同化
(農業機械等の共同利用を1ha実施、目標3ha)
共同取組活動

担い手への農作業の委託
(集落の認定農業者に収穫作業を1ha委託。目標3ha)
共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り
(年2回)
個別対応

集落外との連携

- 今後の集落のあり方や荒廃農地対策、イノシシ被害等に向き合うか、隣接の熊無集落と課題や解決策などの話し合いを重ねる中で地域コミュニティの強化を図っている。

4. 今後の課題等

年々、担い手不足が深刻となる中で、いかに作業を省略化できるかを検討し、リモコン式草刈機やトラクターを利用した草刈作業に取り組んでいるところであるが、危険を伴う急傾斜法面の草刈りが課題となっている。

イノシシによる被害は、事業を活用した侵入防止柵の設置によって、減少傾向にあり、今後、集落をすべて囲い込めるよう早急に設置を進めている。

これまでの主な成果

- 平成30年度 農村文化賞受賞
- 令和元年度 リモコン式草刈り機 1台導入
- 金網フェンスの設置 L=4,000m

④ 農業用施設の長寿命化と共同取組活動の省力化への取組み

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	滑川市 ^{しもの} 下野 集落協定		
事例イメージ	生産組合等型	事例類型	水稻主体
協定面積 22.2ha (うち 22.2ha で多面的機能支払を実施)			
田 (22.2ha)	畑 (00ha)	草地 (00ha)	採草放牧地 (00ha)
水稻	—	—	—
交付金額 558 万円	個人配分		50%
	共同取組 活動 50%	農道・水路の管理・補修 (機械等購入費含む)	40%
		農地の維持・管理	5%
		役員報酬、研修会費等 その他	3% 2%
協定参加者	農業者 18 人、非農業者 25 人		開始：平成 13 年度
人・農地プランの作成状況等 特記事項	東加積地域全域で作成済		
	(人・農地プランとの整合状況) 人・農地プランで「地域の中心となる経営体」として位置付けられた認定農業者 (協定構成員) を集落協定の営農継続困難な農地が発生した場合の引き受け手 (C要件) としている。 H31 年度 地域営農体制緊急支援試行加算「スマート農業推進型」活用		

2. 取組に至る経緯

当集落は、滑川市東部の山間部に位置しており、水稻を中心とした営農が行われている。平成 13 年度から本制度に取り組み、老朽化した水路の更新や農道の補修、鳥獣侵入防止柵の整備を重点的に行うことで農業用施設の長寿命化を図り、将来に向けて農業生産活動を継続していくための基盤確保に努めている。

集落全体として高齢化や担い手不足が進んでいるため、鳥獣侵入防止柵 (金網柵) 付近をコンクリート舗装するなど、草刈作業の省力化と維持管理費の節約を図ることとした。

3. 取組の内容

第 4 期対策では、老朽化した農業用水路 (総延長 114m) の更新、鳥獣侵入防止柵 (金網柵) 付近のコンクリート舗装 (約 400m) を 5 年計画で実施した。また、令和元年度には、草刈作業の省力化や安全性を確保するため、地域営農体制緊急支援試行加算 (スマート農業推進型) を活用し自走式草刈機を導入した。畦畔の維持管理だけでなく、山際との緩衝帯作りや鳥獣侵入防止柵設置付近の草刈りなどにも活用することで年々増加しているイノシシ等の鳥獣被害への対策にも繋げることができた。



農業用水路の更新



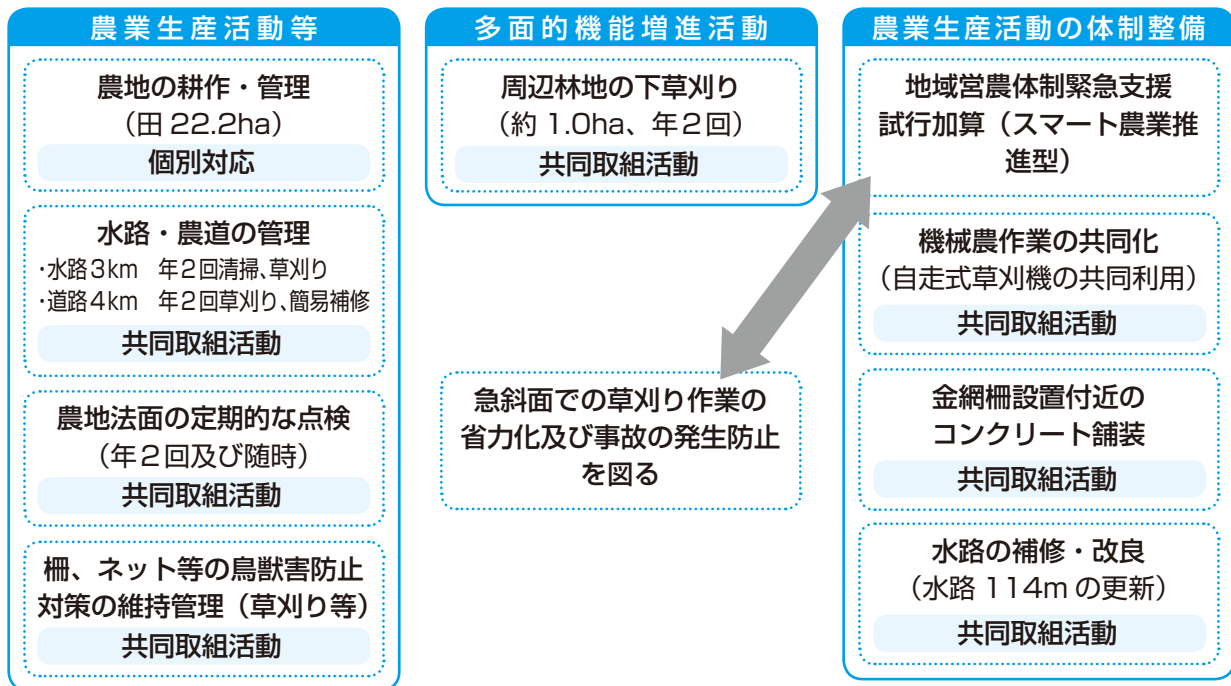
畦畔の草刈作業

集落の将来像

- 集落マスタープラン「用水路の更新で、次世代につなぐ農業生産活動の基盤確保」
- 老朽化した農業用水路の更新
将来に向けて、農業生活活動の持続可能な状況を確認するため、老朽化した用水路を更新する。
また、金網柵の設置面にコンクリートを舗装することで、草刈作業の省力化と維持管理費の節約を図る。

将来像を実現するための活動目標

- 農作業のしやすい集落、集落で田を守る
自走式草刈機による法面管理



4. 今後の課題等

集落全体の傾斜が急な地形であることから、畦畔面積が多く、草刈り作業が農業者の大きな負担となっている。また、集落内の農業従事者の高齢化により離農が急速に進む中で、担い手への集積集約化が進むと予想され、それに伴う負担軽減を図るために集落ぐるみで体制整備を継続していく必要がある。

これまでの主な成果

- 用水路の更新 113m
- コンクリート舗装 約400m
- 自走式草刈機の活用による、高齢かつ少人数での安全な共同取組活動の推進 など

⑤ スマート農業による農作業の省力化への取り組み

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	小矢部市 ^{あらま} 荒間 集落協定		
事例イメージ	生産組合等型	事例類型	水稻主体
協定面積 16ha (うち 14ha で多面的機能支払を実施)			
田 (16ha)	畑 (0ha)	草地 (0ha)	採草放牧地 (0ha)
水稻	—	—	—
交付金額 213万円	個人配分		25%
	共同取組 活動 75%	農道・水路の管理・補修 (機械等購入費含む)	61%
		農地の維持・管理 役員報酬、研修会費等	11% 3%
協定参加者	農業者 10人、荒間農業団体 (構成員 19名)		開始：平成 12年度
人・農地プランの作成状況	南谷地域全域で作成済		
	(人・農地プランとの整合状況) 人・農地プランで「地域の中心となる経営体」として位置付けられた認定農業者を、集落協定の営農継続困難な農地が発生した場合の引き受け手としている		

2. 取組に至る経緯

当集落では過疎化・高齢化により農地の維持が困難となってきたことから、中山間直接支払制度を平成12年から活用して農地の保安全管理等行ってきた。

近年は有害鳥獣による農作物被害が増大し、農地保全に加えて鳥獣被害防止対策も必要となることから農作業の省力化が必要となってきた。

3. 取組の内容

本集落では、取組当初より草刈りや水路の清掃などの農業生産活動等のほか、営農組合への農地集積や農作業機械等の共同化を進めている。

また、乗用草刈機「モアー」の活用や、JAいなばに委託してドローンによる農薬散布を行い、農作業の省力化・省略化を図っている。



モアーを活用した除草作業



ドローンによる農薬散布

集落の将来像

- 荒廃農地を活用して野菜の栽培面積を増やし、加工・販売を推進
- 農業機械等の共同化による持続可能な農業生産活動の推進

将来像を実現するための活動目標

- 地域住民が共同して集落内の水路・能動・ため池等の整備を行い、将来にわたって持続可能な農業を行う環境を構築していく。

農業生産活動等

農地の耕作
(田 16ha)
個別対応

水路・農道の管理

- ・水路 年2～4回清掃
- ・農道 2回程度草刈り

共同取組活動

鳥獣害防止用電気柵の設置
(8.0km)

共同取組活動

農地の管理
(田 16ha)

- ・乗用草刈機の活用
- ・ドローンによる農薬散布
- ・共同防除

共同取組活動

荒廃農地の活用
野菜の栽培 27.6a

共同取組活動

多面的機能増進活動

緑肥作物としてヘアリー
ベッチを 5a 程度作付け
共同取組活動

- 南谷地域内にある NPO 法人「山の店」と連携し、地場産農産物や加工品を直売

4. 今後の課題等

平成 12 年度から事業に取り組み始めたが、農業者の高齢化が年々進んでおり、担い手不足が課題となっている。

そこで、機械・農作業の共同化及び省力化により作業の効率化を推進し、引き続き農村を良好な環境に保ち、荒廃農地の発生を抑制していく必要がある。

これまでの主な成果

- 乗用草刈機の活用による農作業の省力化・省略化
- 有害鳥獣電気柵の設置(8.0km)
- 荒廃農地を活用した野菜の栽培 (27.6a)

⑥ 地域ぐるみで取り組む鳥獣被害防止対策

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	高岡市 <small>の で わ ら</small> 勝木原 集落協定		
事例イメージ	生産組合等型	事例類型	水稻主体
協定面積 7.8ha (うち 6.8ha で多面的機能支払を実施)			
田 (7.8ha)	畑 (00ha)	草地 (00ha)	採草放牧地 (00ha)
水稻	—	—	—
交付金額 164 万円	個人配分		25%
	共同取組 活動 75%	農道・水路の管理費 鳥獣被害防止対策費 多面的機能増進活動費 研修会費等	51% 7% 4% 13%
協定参加者	農業者 28人、非農業者 1人、勝木原生産組合 (構成員25名)		開始：平成 12 年度
人・農地プランの作成状況	高岡市石堤地区として作成済		

2. 取組に至る経緯

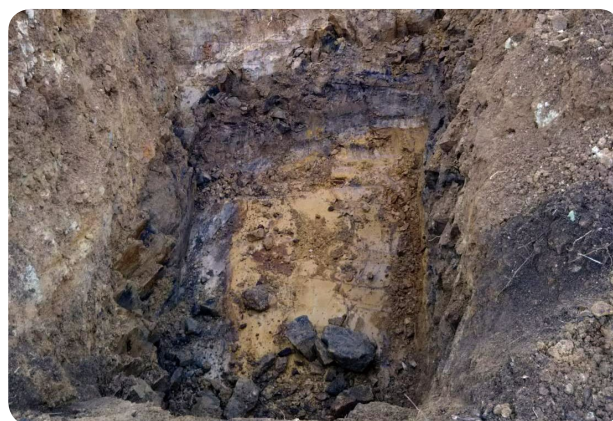
当集落は高岡市の北西に位置し、近辺には西広谷集落や山川集落がある。当集落では、人口の過疎化や農業者の高齢化等により、農地の維持・管理が難しくなっていたことから、集落全体で中山間地域等直接支払制度を活用して農地を守ってきた。近年、イノシシ等の野生鳥獣による被害が拡大し、農業生産活動の継続に大きな影響を及ぼしている。

3. 取組の内容

当集落では、鳥獣被害の拡大を防止する対策として、イノシシ檻の設置、見回り及び捕獲した際のイノシシの埋設を集落協定構成員が交代で行っている。さらに、先進的な活動を行っている地域へ直接出向いて視察研修する等、積極的な知識習得に努めている。また、地元で捕獲したイノシシを自家消費して有効活用することで、集落全体への活性化にも努めている。



バックホーによる埋設穴の掘削



埋設穴の深さ 3 m程度

集落の将来像

- 将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築



将来像を実現するための活動目標

- 農業の継続が困難となる農地が生じる場合に備え、サポート体制を維持する

農業生産活動等

農地の耕作・管理
(田 7.8ha)

個別対応、共同取組活動

水路・農道の管理

- ・水路約3.8km、年2回清掃、草刈り
- ・道路約2.8km、年2回草刈り

個別対応、共同取組活動

鳥獣被害防止対策

- ・イノシシ檻の見回り、維持管理、埋設解体(随時)

共同取組活動

簡易な基盤整備

- ・農道舗装(随時)

共同取組活動

農業生産活動の体制整備

農業の継続が困難な農用地が発生した場合は、集落ぐるみの共同取組活動により農業生産活動等の維持を図る

共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り
(約0.5ha、年2回)

共同取組活動

4. 今後の課題等

- イノシシ埋設穴の掘削場所の確保
- 集落内の農業従事者の高齢化に伴う離農が急速に進む中での後継者の発掘及び育成
- イノシシ等による農作物被害の低減対策の推進

これまでの主な成果

- イノシシ等の被害防止柵の設置
- 農道コンクリート舗装：122.5m
- イノシシ捕獲頭数 59頭 (H30年度)

⑦有害鳥獣に負けない農業生産体制の構築

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	魚津市 ^{かくま} 鹿熊 集落協定		
事例イメージ	生産組合等型	事例類型	水稻主体
協定面積 17.45ha (うち 17.45ha で多面的機能支払を実施)			
田 (17.45ha)	畑 (00ha)	草地 (00ha)	採草放牧地 (00ha)
水稻	—	—	—
交付金額 261 万円	個人配分		49%
	共同取組 活動 51%	役員報酬 共同機械の購入費・維持管理費 水路・農道等の清掃草刈り代 鳥獣被害対策	5% 8% 23% 15%
協定参加者	農業者 44人、非農業者 0人、鹿熊営農組合		開始：平成 12 年度
人・農地プランの作成状況	松倉地域全域で作成済 (人・農地プランとの整合状況) 人・農地プランで「地域の中心となる経営体」として位置付けられた生産組合(認定農業者)を、集落協定の営農継続困難な農地が発生した場合の引き受け手(C要件)としている		

2. 取組に至る経緯

当集落は、市街地から南南東約7kmの山間地に位置し、集落の大部分を田が占めており、山に囲まれた地形である。農業従事者の高齢化に加え、耕作放棄地の発生が懸念されたことから、平成12年度に協定を締結し、共同取組活動や集落機能の維持・活性化を図るとともに集落の持つ多面的機能の確保に取り組んでいる。

3. 取組の内容

定期的な農地・水路・草刈作業の基礎的な活動に取り組んでいるほか、景観形成作物の植え付けや道路の亀裂等の修復などを行い、中山間機能の増進に努めている。高齢化の影響により畔の強度を保つ為の畔塗り作業が出来なくなる耕作者が増加している中、機械による畔塗りを実施し、農地保全に努めている。平成29年、30年には集落内の有志がわな免許を取得し、イノシシの捕獲等を実施。捕獲したイノシシはNPO法人新川地区獣肉生産組合へ持ち込み、食肉加工している。また、有害鳥獣による農作物被害対策として、平成24年度から電気柵の設置を実施しており、集落地域全体で被害防止に努めている。



電気柵の維持管理



イノシシ檻の管理

集落の将来像

- 垣根のない共同のむらづくり
- 有害鳥獣に負けない農業生産体制の構築

将来像を実現するための活動目標

- 共同で支えあう集団的かつ持続農業生産体制の構築
- 有害鳥獣被害対策の継続的な取り組み

農業生産活動等

農地の耕作・管理
(田 17ha)
個別対応

水路・農道の管理
・水路10km 清掃・草刈り
・道路5km、草刈り
共同取組活動

農地法面の定期的な点検
(随時)
共同取組活動

鳥獣被害防止対策
・イノシシの捕獲
・電気柵の適正な維持管理
共同取組活動

多面的機能増進活動

景観作物作付け
・スイセン
共同取組活動

農業生産活動の体制整備

農業の継続が困難な農用地が発生した場合は、集落ぐるみの共同取り組み活動により農業生産活動等の維持を図る。

共同取組活動

集落外との連携

- 魚津市中山間地域連絡協議会や松倉地区中山間連絡協議会が実施している事業等へ積極的に参加し、広域的な活動に取り組んでいる。

4. 今後の課題等

耕作者の高齢化や担い手不足による耕作放棄地の発生を未然に防ぐため、農地集積や新規担い手の確保に努め、地域農業をサポートする体制を構築する必要がある。また、山に囲まれた地形のため鳥獣被害を受けやすく、近年のイノシシの増加に対応するため、イノシシの捕獲及び電気柵の設置により、有害鳥獣による農作物被害を防ぎ、耕作者が安心して農業に従事できる環境づくりを継続する。

これまでの主な成果

- 令和元年度 農村振興・環境保全優良活動知事賞受賞
- 協定農用地のほぼ全てについて鳥獣害対策電気柵設置（総延長13.7km）

⑧ 集落一体で取り組む新たな鳥獣害対策

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	立山町 <small>しだにお</small> 四谷尾 集落協定		
事例イメージ	生産組合等型	事例類型	水稻主体
協定面積 46.4ha (うち 40ha で多面的機能支払を実施)			
田 (46.4ha)	畑 (00ha)	草地 (00ha)	採草放牧地 (00ha)
水稻	—	—	—
交付金額 629 万円	個人配分		50%
	共同取組 活動 50%	農道・水路の管理・補修、鳥獣被害防止対策 農地の維持・管理 役員報酬、研修会費等 その他	20% 15% 5% 10%
協定参加者	農業者 22人、非農業者2名 農事組合法人四谷尾 (構成員14名)		開始：平成 14 年度
人・農地プランの作成状況	東谷地域全域で作成済		
	人・農地プランで「地域の中心となる経営体」として位置付けられた農事組合法人四谷尾を集落協定の営農継続困難な農地が発生した場合の引き受け手 (C 要件) としている。		

2. 取組に至る経緯

当集落は、立山町中心部から東方向に約5kmの山間地域にあり、水稻を中心とした営農が行われているが、農業者の高齢化や後継者不足が今後深刻化することが想定され、農業生産活動等の維持が困難となり荒廃農地化していくことが懸念されていた。

そこで、平成14年度から中山間地域等直接支払制度を活用し、農地の保全や農業用施設の維持管理等を集落ぐるみの共同取組活動として努めてきたが、近年、当集落でのイノシシ等による農作物被害の発生が著しくなってきた。

3. 取組の内容

これまで本制度を活用し、集落一体となって電気柵や耐雪型侵入防止柵の設置作業を行ってきたところであるが、新たに集落でイノシシ侵入防止対策用ロードマットを試行的に設置し、農作物被害の発生防止を更に強化できるよう、農地の保安全管理に努めている。



耐雪型侵入防止柵の設置



イノシシ侵入防止対策ロードマットの試行的設置

集落の将来像

- 将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落の実施体制の整備

将来像を実現するための活動目標

- 共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備
- 集落ぐるみの共同取組活動により農業生産活動等の維持を図る
- 鳥獣害対策の徹底による荒廃農地発生防止

農業生産活動等

農地の耕作・管理
(田45.4ha)

個別対応

水路・農道の管理

- ・水路: 清掃、草刈り
- ・農道: 簡易補修、草刈り

共同取組活動

農地法面の定期的な点検

- ・随時

共同取組活動

鳥獣害防止対策

- ・電気柵・恒久柵の設置

共同取組活動

多面的機能増進活動

体験農園の実施

- ・約0.7ha 保育園児等による
サツマイモの植付けや収穫体
験を実施

共同取組活動

水田放牧

- ・約0.3ha

個別対応

農業生産活動の体制整備

機械農作業の共同化

- ・畝立て、マルチかけ機械
- ・色彩選別機

共同取組活動

小規模・高齢化集落支援加算

共同取組活動

集落外との連携

- 立山町中山間地域連絡協議会を通じ、各集落代表との情報交換を図っている。

4. 今後の課題等

イノシシ等による農作物被害が発生しないよう、鳥獣害対策の継続的な取り組みが必要である。今後、更に加速する高齢化に対して、共同で支えあう体制を如何にして維持し、農業生産活動が可能となるよう農事組合法人の利用権設定の推進等により農業者の負担軽減を念頭に検討していく必要がある。

これまでの主な成果

- 耐雪型侵入防止柵設置 L=800m
- イノシシ侵入防止対策ロードマットの設置 1箇所（試行）
- イノシシの捕獲頭数 17頭
- 法面のモルタル吹付け改修 L=300m

⑨ 営農組合の法人化による集落営農体制の強化

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	黒部市 <small>まえやま</small> 前山 集落協定		
事例イメージ	法人主体型	事例類型	水稻主体
協定面積 9.2ha (うち 2.1ha で多面的機能支払を実施)			
田 (9.2ha)	畑 (00ha)	草地 (00ha)	採草放牧地 (00ha)
水稻	—	—	—
交付金額 194 万円	個人配分		57%
	共同取組 活動 43%	水路・農道・水田の補修	13%
		水路・農道の草刈り、清掃 事務経費	26% 4%
協定参加者	農業者 4人、農業生産法人 1、農事組合法人前山 (農事組合法人前山が協定農用地の9割を引き受け)		開始：平成 30 年度
人・農地プランの作成状況	前沢地域全域で作成済 (人・農地プランとの整合状況) 人・農地プランで「地域の中心となる経営体」として位置付けられた農事組合法人前山を、集落協定の営農継続困難な農地が発生した場合の引き受け手 (C要件) としている		

2. 取組に至る経緯

黒部市中心街から約2km、丘陵部に位置する当集落では、農業生産活動の継続、耕作放棄地の発生防止などを目的に、平成30年度より中山間地域等直接支払制度に取り組み、集落住民によって構成される農事組合法人を中心に草刈作業等の共同取組活動を行なっている。

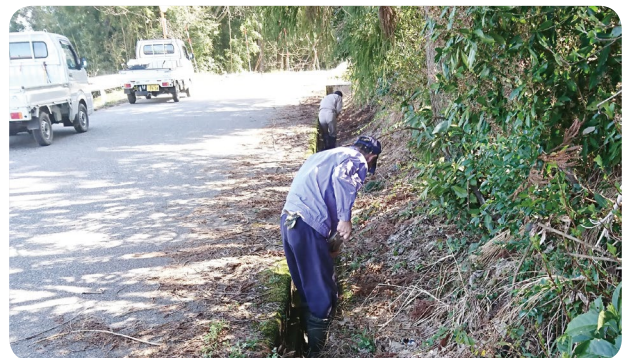
3. 取組の内容

農家の高齢化や後継者不足等の問題を抱える中、組合員の農業生産を共同化し、生産性の向上や共同の利益増進を図ることを目的に平成27年度に「農事組合法人前山」が設立された。集落営農組織の設立と法人化を同時に行ったのは市内で初となった。

現在、農事組合法人前山が中心となり、共同取組活動による農道、水路、法面の草刈り等維持管理を行い農用地の適正な維持管理と継続的な営農活動体制の確立に取り組んでいる。



法面の草刈作業



用水の江浚い作業

協議会の将来像

- 農事組合法人を中心に、将来にわたり農業生産活動が持続可能な体制づくりを図る
- 共同取組活動を通し荒廃農地の発生を未然に防止し、農用地を維持管理していく

将来像を実現するための活動目標

- 農事組合法人を中心に農業生産活動を推進する
- 共同取組活動を通して荒廃農地の発生防止、農用地の維持管理を図る

農業生産活動等

農地の耕作・管理
(田 9.2ha)
個別対応

水路・農道の管理
(農道、水路の草刈り、清掃)
共同取組活動

農地法面の定期的な点検
(随時)
共同取組活動

多面的機能増進活動

景観作物等作付け
(そばの作付け)
共同取組活動

農業生産活動の体制整備

機械農作業の共同化
(草刈機を共同購入、共同取組活動に使用)
共同取組活動

農用地及び農業用施設の維持管理
(水路の維持管理、軽微な農用地の補修)
共同取組活動

集落外との連携

- 農事組合法人において、集落外の農用地を受託

4. 今後の課題等

集落農家の高齢化が進み、集落共同活動の継続が厳しくなることが想定される中での後継者の確保、育成を推進する必要がある。

イノシシ等による農作物の有害鳥獣被害の増加が懸念される。

これまでの主な成果

- 共同取組活動の実施による営農の効率化
- 荒廃農用地の発生を抑制
- そば作付面積 1.3ha (H30年度)

⑩ 農業公社を核とした取組み

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	南砺市 ^{たいら} 平 集落協定		
事例イメージ	法人主体型	事例類型	水稻主体
協定面積 60.8ha			
田 (59.0ha)	畑 (1.8ha)	草地 (00ha)	採草放牧地 (00ha)
水稻、赤かぶ等	楮等	—	—
交付金額 1,223万円	個人配分		30%
	共同取組 活動 70%	農道・水路の管理・補修（機械等購入費含む） 農地の維持・管理 役員報酬、研修会費等 その他（農業公社運営費）	0% 0% 0% 70%
協定参加者	農業者 146人、非農業者 25人、公益財団法人五箇山農業公社、公益財団法人世界遺産相倉合掌造り集落保存財団		開始：平成12年度
人・農地プランの作成状況	実質化に向けて話し合いを継続中		

2. 取組に至る経緯

当地域は、小規模な集落が点在している山村地域であり、住民の高齢化や後継者不足が進んでいたため、地域内の農用地をどのように維持・管理していくかが課題となった。これを解決すべく、荒廃農地の発生防止・減少を地域全体で対応するために五箇山農業公社が設立された。

平成12年より始まった直接支払制度の第1期・第2期では15集落で個々に集落協定を締結していたが、第3期から地域一円（15協定の一本化）で平集落協定を締結し、共同取組として、地域農業の振興を図る五箇山農業公社が中心となって活動が行われている。

3. 取組の内容

五箇山農業公社の支援により、過疎化・高齢化のために荒廃農地が生じないように農地を守るとともに、農業生産活動の基幹作業（育苗、耕起、代掻き、田植、刈取）の円滑化を促進するなど、地域農業の核として農地保全と地域農業の振興を行っている。

また、平成17年度より始まり定着化した棚田オーナー事業により、農地保全とともに都市農村交流を促進して、地域外からの交流人口が増加するように努めている。



棚田オーナー稲刈作業



堆肥散布作業

集落の将来像

- 地域の実情に即した持続的な農業生産活動の体制を維持し、担い手が確保され、現在の耕作農地の減少を防ぐ。
- 後世に残すべき世界文化遺産「五箇山合掌造り集落」の保護活動を通して交流人口の増を図り、集落機能の強化につなげていく。

将来像を実現するための活動目標

- 農業公社を担い手として、農地保全や都市農村交流を促進して地域農業を守る。

農業生産活動等

農地の耕作・管理
(田 60.8ha 畦畔含む)

個別対応

水路・農道の管理

- ・水路：年2回清掃、草刈り
- ・農道：年2回草刈り

個人対応

農地法面の定期的な点検
(年2回及び随時)

共同取組活動

多面的機能増進活動

堆きゅう肥の施肥
(約14ha、年1回秋)

個別対応

景観作物作付け

- ・コスモス 約0.1ha
- ・そば、赤かぶ 約3ha

個別対応

農業生産活動の体制整備

農業公社による基幹農作業
の促進

(令和元年度実績)

育苗	6,830枚
耕起	20.0ha
代掻き	20.3ha
田植え	20.7ha
刈取り	20.8ha

共同取組活動

集落外との連携

- 南砺市の「みんなで農作業の日 in 五箇山」の棚田オーナー事業の協力支援

4. 今後の課題等

今後も、農業従事者の高齢化、人口減少による後継者不足により農用地の維持・管理を含めた農地保全が大きな課題であり、そのためにも担い手確保・育成が必要。

これまでの主な成果

- 鳥獣被害防止対策の電気柵設置 600m (H30年度)
- 景観作物の作付 (コスモス：約0.1ha、そば・赤かぶ：約3ha)
- 棚田オーナー事業等による県外や都市住民との交流

⑪ 非農業者を含めた集落協定

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	朝日町 ^{たかばたけ} 高島 集落協定		
事例イメージ	生産組合等型	事例類型	水稻主体
協定面積 28.8ha (多面的機能支払は未実施)			
田 (28.8ha)	畑 (00ha)	草地 (00ha)	採草放牧地 (00ha)
水稻、大豆	—	—	—
交付金額 409万円 (令和元年度)	個人配分		45%
	共同取組 活動 55%	農道・水路の管理・補修 (機械等購入費含む)	42.4%
		農地の維持・鳥獣被害防止対策費	4.5%
		共同利用機械購入費等	2.4%
	役員報酬、研修会費	2.3%	
	その他	3.4%	
協定参加者	農業者 23人、非農業者 25人、農業生産法人 2		開始：平成 12 年度
人・農地プランの作成状況	南保地区で作成 (朝日町全域で作成済)		
	(人・農地プランとの整合状況) 人・農地プランで「地域の中心となる経営体」として位置付けられた農業法人等を、集落協定の営農継続困難な農地が発生した場合の引き受け手 (C要件) としている		

2. 取組に至る経緯

当集落は、朝日町の東側の山沿いに位置しており、農業者の高齢化と後継者不足により、農地の維持管理が困難となることが予想されたため、平成12年度(第1期対策)から中山間地域等直接支払制度に取り組んできた。

第1期対策時は、耕作者のみで協定を締結していたが、第2期対策より集落内の非農業者へ任意で集落協定への参加を呼び掛けたところ、4名が同意し、非農業者を含めた共同活動がスタートした。非農業者の協定参加者は第3期には18名、第4期には集落の全世帯である25名となり、現在は共同活動全般において「自分たちの集落の農地は自分たちで守る」という気持ちのもと、集落住民が一体となって共同活動に取り組んでいる。

3. 取組の内容

用水路の江ざらいや周辺林地の下草刈り、農道や水路法面の共同草刈のほか、農作物だけでなく人身被害を防ぐためにも、鳥獣対策は集落全体の課題と位置付け、平成22年から電気柵保守管理班を編成。7班体制の当番制で春から冬に入るまで週1回、点検作業(草が巻きついていないか、不具合がないか)を実施している。



集落での用水路の江ざらい



集落での耐雪型侵入防止柵の設置

集落の将来像

- 電気柵設置で、有害鳥獣の侵入を防止することにより、住民の安全を保ち、安心して耕作していける環境を保持し続ける。
- 集落内に若手の担い手農家（法人）がおり、その担い手へ農地集積するなど協定農用地を耕作地として維持する。

将来像を実現するための活動目標

- 「電気柵フェンス」の点検・保全を住民全員で 継続して行く。

農業生産活動等

農地の耕作・管理
(田 28.8ha)

個別対応

水路・農道の管理

- ・水路 年/1回共同清掃、年/1回共同草刈り
- ・道路 年/4回草刈り

共同取組活動

農地法面の定期的な点検
(年 1 回及び随時)

共同取組活動

電気柵保守点検・管理
(7班体制で週 1 回)

共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り
(年 1 回共同作業)

個別対応

農業生産活動の体制整備

農地法面、水路、農道等の
補修・改良

共同取組活動

担い手への集積及び農作業
の委託 79% 23.0ha
(内訳)

担い手集積率

68% (19.8ha)

担い手への作業委託

11% (3.2ha)

共同取組活動

集落外との連携

- 有害鳥獣対策において、隣接する集落と農作物被害に関する情報を共有し、捕獲活動や被害防止活動を実施

4. 今後の課題等

耕作が困難になった場合は、集落内の担い手農家をはじめ、集落外の担い手農家も含め集積を進めていく。

共同活動については、集落住民の高齢化が進むため、簡易電気柵区間について耐雪型侵入防止柵へ付け替えを進めるとともに、防草シートの設置や除草剤の活用策を検討し労力の軽減を図り、活動の維持を図る。

これまでの主な成果

- 非農業者の集落協定参加者の増 第2期対策時 (H17) 4名
第3期対策時 (H22) 18名
第4期対策時 (H27) 25名・・・集落全世帯参加
- 耐雪型侵入防止柵の設置 (H30年度まで) : L = 1,689m
- 令和元年度 農村振興・環境保全優良活動知事賞受賞
- 令和元年度 北陸農政局多面的機能発揮促進事業優良活動表彰 北陸農政局長賞受賞

⑫耕作放棄地を活用した取組み

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	上市町 <small>かきざわ</small> 柿沢 集落協定		
事例イメージ	生産組合等型	事例類型	水稻主体
協定面積 9ha (うち 4ha で多面的機能支払を実施)			
田 (9ha)	畑 (00ha)	草地 (00ha)	採草放牧地 (00ha)
水稻、野菜	—	—	—
交付金額 189 万円	個人配分		50%
	共同取組 活動 50%	農道・水路の管理・補修 (機械等購入費含む)	25%
		農地の維持・管理 役員報酬等	20%
協定参加者	農業者 25 人、柿沢一区野菜出荷組合		開始：平成 13 年度
人・農地プランの作成状況	柿沢地域全域で作成済		
	(人・農地プランとの整合状況) 人・農地プランで「地域の中心となる経営体」として位置付けられた認定農業者等により、集落協定の営農継続困難な農地が発生した場合の引き受け手 (C要件) としている		

2. 取組に至る経緯

上市町の南東部に位置する当集落は、知事特認地域として急傾斜農地を対象に活動している。集落協定以前は、個々の農家によって農地等の維持管理が行われてきたが、農業従事者の高齢化が進み農作業ができない農家が増え始めたことに危機感を感じ、集落内の優良農用地を守るため、平成 12 年に話し合いをし、平成 13 年に集落協定の認定を受けて活動を開始した。

3. 取組の内容

当集落の取組みは、水路・農道の維持管理、鳥獣被害を防止するための恒久柵等の設置及び水稻の共同防除を行っている。また、当集落の柿沢一区野菜出荷組合は、耕作放棄地等を活用し、町の特産品であるショウガや里いもを作付し、毎年 11 月には収穫祭を開催し、地域住民に里いも鍋などを振舞っている。



耐雪型侵入防止柵の設置



ショウガの収穫

集落の将来像

- 将来にわたり農業生産活動が可能となる集落内の実施体制を構築する。

将来像を実現するための活動目標

- 安定した農業生産活動を図るため、活動の中心的な役割を担う柿沢一区野菜出荷組合の法人化を目指す。

農業生産活動等

農地の耕作・管理
(田 9ha)

個別対応・共同取組活動

水路・農道の管理

- ・水路3km、年2回清掃、草刈り
- ・道路12km、年5回草刈り

共同取組活動

農地法面の定期的な点検
(年 1 回及び随時)

共同取組活動

鳥獣防止対策

- ・恒久柵・電気柵の設置

共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り
(約 4ha、年 2 回)

共同取組活動

農業生産活動の体制整備

農道補修
共同取組活動

農業の継続が困難な農用地が発生した場合は、集落ぐるみの共同取組活動により農業生産活動等の維持を図る

共同取組活動

集落外との連携

- 隣接集落と連携し、侵入防止柵の設置と管理を行っている。

4. 今後の課題等

高齢等により農作業が困難となった農家が年々増えつつあり、平地に比べ農業生産条件の不利な当集落は、農作業の受託者を探すのに苦慮している。農地の受け手がないという農家の不安を解消するためにも集落の農業生産活動のリーダー的存在である柿沢一区野菜出荷組合の法人化が急務となっている。

これまでの主な成果

- 侵入防止柵の設置 L=2,421m
- ショウガ・里いも作付面積 78a

⑬地場産そばの加工・販売による地域の活性化

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	砺波市 ^{こたに} 五 谷 集落協定		
事例イメージ	生産組合等型	事例類型	水稻主体
協定面積 6.9ha (うち 6.9ha で多面的機能支払を実施)			
田 (6.4ha)	畑 (0.5ha)	草地 (00ha)	採草放牧地 (00ha)
水稻、そば	自家菜園	—	—
交付金額 152 万円	個人配分		47%
	共同取組 活動 74%	農道・水路の管理・補修 (機械等購入費含む) 農地の維持・管理 役員報酬、研修会費等 その他	40% 10% 2% 1%
協定参加者	農業者 10 人、非農業者 8 人、砺波市五谷 観光企業組合		開始：平成 12 年度
人・農地プランの作成状況	梅檀山地域全域で作成済		
	(人・農地プランとの整合状況) 人・農地プランで「地域の中心となる経営体」として位置付けられた生産組合 (認定農業者) を、集落協定の営農継続困難な農地が発生した場合の引き受け手 (C 要件) としている		

2. 取組に至る経緯

当集落は、砺波市の中心部から南東へ約 8km、梅檀山地区西部に位置している。

集落 18 戸のうちで、水稻農業に従事するのは 10 名程度である。また、畑の多くは、自家菜園となっている。

当集落では、農業者の高齢化の問題から、農地・農道・水路等を維持していくために、この制度に取り組んだ。

3. 取組の内容

集落農業者が、高齢化等により水稻作付が困難になった農地においてそばの作付けを行い、コスモスウォッチング等のイベントで「手打ち五穀そば」として販売している。

また、水路管理の簡便化を図るため、既存の水路に蓋を設置したほか、協定農用地への電気柵等の設置により鳥獣被害防止対策を行った。

さらに、定期的な草刈り・除草剤散布・用排水路の江浚い・法面への植栽等、環境整備活動を集落内の非農業者と連携し行っている。



コスモスウォッチングでの五穀そばの販売



非農業者と連携した施設の維持管理

協議会の将来像

- 地元産のコシヒカリを縁故米・契約栽培米として消費する。
- 不耕作地で生産されたそばをブランド化しイベント等で加工販売する。生産された米も共通パッケージにて販売する。



将来像を実現するための活動目標

- 集落内非農業者との連携による農道・用排水路の管理、法面への花卉植栽等の実施。
- 地産地消作物の栽培および加工・販売の拡大

農業生産活動等

農地の耕作・管理
(田 6.4ha)

個別対応

水路・農道の管理

- ・水路1.6km、年4回清掃、草刈り
- ・道路6.1km、年2回草刈り

共同取組活動

農地法面の定期的な点検
(年2回及び随時)

共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り
(約 6.9ha、年2回)

個別対応

景観作物作付け
(景観作物としてコスモス
を作付けした。)

共同取組活動

農業生産活動の体制整備

機械農作業の共同化
(乾燥機の共同利用を6ha)

共同取組活動

4. 今後の課題等

集落内の非農業者と連携し、農道・用排水路・法面の管理等の環境整備活動を、集落が一体となって取り組んでいるが、高齢化が進み、活動の継続が困難となることが想定されるため、後継者の確保が急務である。

これまでの主な成果

- 地場農産物等の加工・販売による地域経済の活性化
 - ・そば店「そば処せんだん山」の運営を行うことで、集落をはじめ地域の活性化が図られた。
- 非農業者と連携した一体的活動 農業施設の維持・管理
 - ・非農業者と連携し、農道の草刈り、用排水路の清掃を実施

さらなる集落の 活性化に向けて

ポイント

1

集落の皆さんで、集落の今後を どうすべきなのか話し合ってみましょう！

制度開始から19年が経過し、高齢化の進行や農業情勢、集落の状況が変化しています。農業の担い手や集落の更なる活性化のためにどうすべきかなど、集落の今後を話し合ってみましょう。

また、集落の荒廃農地については、集落や地域など皆さんの力で農用地として復元し、協定農用地として守りましょう。（別途、荒廃農地の復元に対する支援もあります。）

ポイント

2

地域農業の維持・活性化のため、 引き続き地域一体となって活動に取り組みましょう！

過疎化や高齢化などにより、集落単独での活動が難しい場合は、協定参加者の方だけではなく、地域に住む人たちや近隣集落と連携した取り組みについて話し合ってみましょう。地域農業の維持・活性化のため、今後も地域が一体となり、農地の保全や農道、農業用水などの管理を共同で行える体制づくりに取り組みましょう。

ポイント

3

交付金は制度の趣旨に沿った使い方をしましょう！

交付金は、協定農用地の保全や集落の活性化のために使用しましょう。明らかに制度の趣旨とは関係ないことには使用しないでください。

この制度に関するお問い合わせ先

市役所・町役場の農業担当課または、各農林振興センター企画振興課、
富山県農村振興課へお問い合わせください。

新川農林振興センター 企画振興課

〒 937-0863 魚津市新宿 10-7
TEL 0765-22-9136 FAX 0765-22-9154

富山農林振興センター 企画振興課

〒 930-0096 富山市舟橋北町 1-11
TEL 076-444-4475 FAX 076-444-4518

高岡農林振興センター 企画振興課

〒 933-0806 高岡市赤祖父 211
TEL 0766-26-8448 FAX 0766-26-8466

砺波農林振興センター 企画振興課

〒 939-1386 砺波市幸町 1-7
TEL 0763-32-8130 FAX 0763-32-8144

富山県農林水産部農村振興課

〒 930-0004 富山市桜橋通り5-13 富山興銀ビル4階
TEL 076-444-9011 FAX 076-444-4427



元気な中山間地域づくり

活性化事例集

中山間地域等直接支払制度を活用した取組事例